



福祉・人権

市認知症高齢者グループホーム
利用者の家賃を一部補助

① 次の全てに該当し、市が認定した人
② 市内在住で認知症高齢者グループホームを利用している、③ 市民税非課税世帯、④ 別世帯の配偶者が市民税非課税、⑤ 生活保護または中国残留邦人等に対する支援給付を受けていない、⑥ 本人の預貯金等が1千万円または夫婦で2千万円以下、**申**申請書（市HPからダウンロード）、事業者との利用契約書・重要事項説明書（写）、預貯金の通帳（写）を直接、長寿介護課窓口 ☎620・1639

要介護認定の有効期間にご注意を

要介護認定を受けて介護サービスを利用している人は、有効期間内に更新手続きをしなければ保険給付が受けられません。更新手続きは有効期間満了60日前から可能ですので、引き続きサービス利用を希望する場合は、必ず有効期間内（できれば有効期間満了1か月前まで）に更新手続きをしてください。☎長寿介護課 ☎620・1637

介護相談員にご相談ください

市では、介護相談員を市内の特別養護老人ホーム・老人保健施設・認知症対応型グループホーム・介護付き有料

老人ホームに派遣し、サービス利用者やその家族の日常的な不満や疑問の相談に応じます。相談を受けた相談員は、利用者の声を施設に伝え、よりよい介護サービスを受けられるよう施設と協議しながら問題点の改善に努めます。☎長寿介護課 ☎620・1639

介護保険利用による住宅改修と
福祉用具の購入を補助

要介護認定等を受けている人は、住宅改修や福祉用具の購入にかかる費用の一部が支給されます。住宅改修は事前に必ず相談申請が必要です。なお、市が特定の事業者を紹介することはありません。不審なことがあればケアマネジャーや市にご連絡ください。

【住宅改修】

☎手すりの取付け、段差解消、滑り防止等のための床材の変更、扉の取替え、洋式便器等への取替え等、☎上限20万円、☎障害者を対象に介護保険外の住宅改修等助成も行っています。詳細は障害福祉課 ☎620・1636

お問い合わせください。☎福祉用具購入

11月11日は「介護の日」

介護の日は、介護の理解と認識を深め、介護サービス利用者とその家族、

介護従事者等を支援し、支え合いや交流を促進するために定められました。今一度、それぞれの立場で介護を身近なものとして考えてください。【いばらき孫・子・おふれ愛フェスタ】11月13日(水)～15日(金)、午前10時～午後6時、所イオンモール茨木ジョイプラザ、☎市内高齢者サービス事業所利用者の作品展示等、☎長寿介護課 ☎620・1639

避難行動要支援者名簿を作成

市では災害発生時に避難の支援が必要と考えられる人について、市が保有するデータから名簿を作成し、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織に提供します。対象者で名簿への記載を希望しない人は、申請してください。

☎身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級で単身世帯、療育手帳A、要介護認定3以上、☎11月29日までに、申請書（地域福祉課で配付、市HPからダウンロード可）を直接、同課窓口 ☎620・1634

事件・事故にあった人の相談・
付き添いを支援

認定NPO法人大阪被害者支援アドボカシーセンターでは、事件・事故の被害にあった人への相談、付き添い等の支援を無料で行っています。秘密は厳守されます。☎同センター ☎06・

指定居宅サービス事業者等の指定・
更新申請の際は手数料が必要に

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定・更新申請について、来年4月1日から手数料を徴収します。

☎居宅サービス、介護予防サービス、居宅介護支援、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、介護予防支援、介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービスA含む）、☎指定申請＝1件3万円（同時申請は3万5千円）、更新申請＝1件1万円（同時申請も1万円）、☎同時申請とは、複数のサービスを同一の事業者において一体的に提供し、申請を同時に行うこと、☎福祉指導監査課 ☎620・1809



11月は「こころの再生」
府民運動推進月間

6774・6365
同運動は、府民一人ひとりが「生命を大切にする」「思いやる」「感謝する」「努力する」「ルールやマナーを守る」等、時代や社会がどのように変化しても決して忘れてはならない大切な「5つのこころ」を見つめ直し、「あい

「さつする」等の身近な取組みです。11月2日・4日には万博記念公園で、3日には大阪ガスハグミュージアムで「こころの再生」府民運動を開催します。**関**府教育庁教育総務企画課 ☎06・6944・8042

人権週間街頭啓発キャンペーン

12月4日～10日の人権週間を前に、同キャンペーンを実施します。

時12月2日(月)、午前8時から、**所**阪急茨木市駅前・JR茨木駅前、**関**人権・男女共生課 ☎620・1640

11月25日～12月1日は犯罪被害者週間

同週間は、犯罪被害者等に関する問題を社会全体で考え、ともに支え合い、誰もが安心して暮らせる社会の実現をめざし、定められています。警察では、各種相談窓口を設け、被害者からのさまざまな問題に応じていますので「相談ください。**関**茨木警察署 ☎622・1234



健康保険・年金

年金相談のご利用を

11月は「ねんきん月間」、30日は「年金の日」です。日本年金機構では、公的年金制度への理解を深めてもらうための普及・啓発活動を行っています。また、市では、毎月吹田年金事務所相談員によ

る出張年金相談を行っています。

時11月5日(火)、午前10時～正午・午後1時～4時、1人15分程度、**所**保険年金課、**定**先着15人、**関**国民年金、厚生年金等、**持**年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被保険者証、年金証書、職歴メモ等(本人以外の場合は委任状)、**関**11月1日、午前9時から、電話で同課(年金) ☎620・1632

障害年金相談のご利用を

社会保険労務士による障害基礎年金専門の予約相談を実施しています。窓口での待ち時間なく相談できますので、ぜひご利用ください。

時11月11日(月)・20日(水)・29日(金)、午前9時10分～正午・午後1時10分～4時、**所**保険年金課、**定**各先着6人、**関**障害基礎年金受給手続に関する相談(障害厚生年金除く)、**持**年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被保険者証、年金証書、医療機関受診等に関するメモ等(本人以外の場合は委任状)、**関**同課(年金) ☎620・1632

国民年金保険料の控除証明書を送付

納付した国民年金保険料は、全額が所得税等の社会保険料控除の対象となるため、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が、11月上旬～中旬に、日本年金機構から送付されます(10月1日～12月31日に今年初めて納付し

柔道整復、はり・灸、あんま・マッサージを受ける人へ健康保険の適用が受けられる施術は限られています

適正な受診をすることは医療費の適正化にもつながります。正しくご理解いただき、ご協力をお願いします。**関**保険年金課(国保) ☎620・1631、同課(高齢) ☎620・1630

次のような場合は健康保険が使いません

- ▶肩こり・筋肉疲労等に対する施術、▶疲労回復・慰安・疾病予防のためのマッサージ、▶保険医療機関(病院、診療所等)で治療中の負傷や疾患等に対する施術

健康保険が使える場合

- ①**柔道整復師の施術** 骨折、脱臼、打撲、捻挫(肉ばなれ含む)。※骨折・脱臼は、緊急の場合を除き、事前に医師の同意が必要です。
- ②**医師が必要と認めた、はり・灸、あんま・マッサージ等**
【はり・灸】 神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症、その他慢性的な疼痛を主症とする疾患
【あんま・マッサージ】 筋麻痺、関節拘縮等で医療上マッサージを必要とする症例。
 ※はり・灸、あんま・マッサージは、事前に医師の発行した同意書または診断書要

【注意】 施術を受けたときは「療養費支給申請書」の内容(日数、金額等)を確認し、自筆で署名押印をしてください。



税金

個人事業税の納付を忘れずに

個人事業税第2期分の納期限は12月2日です。8月に送付した納付書で納めてください。納付書を破損・紛失した場合はご連絡ください。**関**三島府税事務所 ☎627・1121

家屋の年内新築は住宅用地適用申告を

土地所有者が、今年中に居住用の家屋を新築した場合、住宅用地適用申告書を提出すれば、来年度以降、その土地の固定資産税の軽減が受けられます。申告がまだの人は申告してください。**関**資産税課 ☎620・1615

家屋の取り壊し・新築・増築・用途変更をした際はご連絡を

市では、固定資産税等の算出のため、家屋調査を行っています。調査に

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方：**時**とき、**所**ところ、**対**対象、**定**定員、**内**内容、**¥**費用・報酬など、**持**持ち物、**備**備考、**申**申込、

は、所有者の協力が必要です。家屋を取り壊した場合（一部・全部）や、未登記での新築、増築をした場合、事務所から住宅へ用途変更した場合等は、ご連絡ください。☎資産税課 ☎620・1615

**非課税該当物件所有者は
非課税適用申告を**

非課税に該当する物件（公共の用に供する道路等）所有者が、固定資産税等の非課税適用を受けるには申告が必要です（要件あり）。☎資産税課 ☎620・1615

11月11日～17日は税を考える週間

「暮らしを支える税」をテーマに、国税庁の取組み等の紹介や、税務署の仕事と同庁のHPで紹介します。また、展示コーナーやイベントを開催します。
 時①11月12日（火）～14日（木）、②11月12日（火）、正午～午後3時、**所**①市役所本館東玄関ロビー、②イオンモール茨木1階**内**①中学生の「税についての作文」市内受賞作品展示、税に関するパンフレットやリーフレット等の設置、②税金フイズ、パネル展示等、**問**①茨木税務署 ☎623・1131、②三島府税事務所 ☎627・1121

**「ご注意を」
税務職員を装った不審な電話に**

国税局や税務職員を名乗り、電話で

マイナンバー制度アンケートや年金受給調査と称して、年齢や家族構成、年金の受給状況、預金残高や口座情報等を聞き出そうとする事例が発生しています。税務職員がアンケート等と称して電話をかけることはありません。不審な点があるときは、即答を避け、相手の所属部署、氏名、電話番号等を確認した上でいったん電話を切り、税務署または警察署にお問い合わせください。☎茨木税務署 ☎623・1131

今月の納付（12月2日）まで

- 介護保険料普通徴収第8期分
 - 国民健康保険料普通徴収第6期分
 - 後期高齢者医療保険料普通徴収第5期分
 - 下水道事業受益者負担金・分担金、公設浄化槽分担金第3期分
- 忘れずに納めてください。

教育・子ども

中学校給食審議会の傍聴を

時11月29日（金）、午後2時から、**所**市役所南館10階大会議室、**定**先着20人（当日空きがあれば傍聴可）、**備**一時保育は11月15日までに要申込、**申**電話またはファックス（住所・氏名・電話番号を記入）で、学務課 ☎620・1681、

☎623・3999

教育委員会定例会の傍聴を

時11月18日（月）、午後2時から、**所**市役所南館6階会議室、**備**定員・内容等詳細はお問い合わせください。一部非公開の場合あり、**問**教育政策課 ☎620・1680

11月は子ども・若者育成支援強調月間

子ども・若者育成支援の充実や定着を図るため、11月を同月間と定めています。悩んだり困っている子ども・若者や保護者が身近にいれば、ユースプラザ等の居場所や相談先があることを伝えてください。その他の相談先は相談機関への道しるべ（図書館等で配付、市HPからダウンロード可）をご覧ください。**問**子ども政策課 ☎620・1625

児童扶養手当の支払回数が増える

制度改正により、新年度の開始が8月から11月に、支払回数が年3回から年6回に変わります。11月に8月～10月分の3か月分が支払われ、これ以降は、奇数月に、前月までの2か月分が支払われます。**問**子ども政策課 ☎620・1625

ひとり親家庭医療証

重度障害者医療証は届きましたか
対象者に①ひとり親家庭医療証（水

夜間・休日窓口を開設 ～市税・清掃手数料、国民健康保険料～

市税・清掃手数料、国民健康保険料を納めていない人は、至急、最寄りの金融機関で納めてください。また、平日に銀行へ行くことができない人や納税相談がある人のために、夜間・休日窓口を開設しますのでご利用ください。

時【夜間】 11月11日（月）・25日（月）、午後8時まで、**【休日】** 24日（日）、午前9時～午後5時、**所**①市税・清掃手数料＝市役所本館2階13番窓口、②国民健康保険料＝市役所本館1階7番窓口、**備**夜間・休日（午前中除く）は、本館東玄関横の地下通用口から入り、守衛室に声をかけてください。**問**①収納課 ☎620・1616、②保険年金課（徴収） ☎620・1631



本館東玄関横

色)、②重度障害者医療証(つぐいす色)を送付しました。11月1日以降は、新しい医療証を使用してください。☎① ことも政策課 ☎620・1625、②障害福祉課 ☎620・1636

11月は市青少年健全育成強調月間

次代を担う青少年が心豊かで健やかに成長できるよう、市青少年問題協議会では重点目標を「子どものSOSほっとくん?〜大人が気づいて声をかけあう関係づくり」とし、各中学校区での青少年健全育成大会や教育問題懇談会等に取り組んでいます。青少年健全育成に対する皆さんのご理解とご協力をお願いします。☎社会教育振興課 ☎622・5180

来年度市立認定こども園・幼稚園児随時入園等の受付

☎11月24日(日)、午前10時〜正午(午前9時30分から整理券配布)、☎内定員に空きのある園の入園申込、☎持印鑑、マイナンバーを確認できる書類、☎内定員に達している園は入園の順番待ちの受付、25日以降は保育幼稚園事業課の窓口で受付、各市立幼稚園等の空き状況は市HP参照、またはお問い合わせください。☎入園願書、順番待ちの申込は入園申込書(いずれも同課、または当日会場で配付)を直接、市役所南館10階大会議室、☎同課 ☎620・1638

来年度保育所等入所児童受付

☎来年度中の保育所・認定こども園(保育所部分)・小規模保育事業所・事業所内保育事業所(以下、保育所等)の入所申込、☎申込書は各保育所等、保育幼稚園事業課で配付(市HPからダウンロード可)、必ず保護者が児童と同伴し、直接、第1希望の保育所等に申し込んでください。期間中に申込が定員を超えた場合は、保護者が保育できない状況を考慮して順次選考します。入所中の児童が転所を希望する場合は、継続申請とは別に、転所(園)希望申請書と問診票の提出が必要です。また、今年度の保育所等の申込をした入所・転所待ちの人も、来年4月からの入所・転所を希望する場合は改めて申込が必要です。受付の日程は広報いばらき10月号または市HPをご覧ください。☎同課 ☎620・1638

来年度学童保育室の入所申請書類を配付

☎申請書類配付 ☎11月8日(金)から、☎各小学校の学童保育室(日曜日・祝日除く午後1時〜6時、土曜日は午前8時15分から)、市内の市立・私立保育所(園)、認定こども園、学童保育課、市HPからダウンロード可、☎一斉受付 ☎12月6日(金)〜12日(木)(日曜日除く)、午前9時30分〜午後7時(12日は午後5時15分まで)、☎市役所南館8階中

小・中学校入学準備金を支給

☎次の両方を満たす人、①来年2月1日時点で、小学校就学予定者(以下新小1)、または市立小学校6年生(以下新中1)の保護者、②昨年中の世帯あたりの所得が基準額(右下表)以下の人(生活保護世帯除く)、または家計の急変等特別な事情があり、市教育委員会が認めた人、☎新小1=1人につき50,600円、新中1=1人につき57,400円、☎来年3月下旬頃支給、現在就学援助支給決定者(新中1)は再申請不要、市外からの転入等で所得が不明な人は所得証明等、借家世帯の所得基準額の適用を希望する人は賃貸契約書(写)または借家に居住していることが証明できる書類(家賃支払証明書等)が必要、☎11月1日〜来年2月29日(必着)、申込が2月中の場合、支給は4月以降、新小1=申請書(就学時健康診断の案内に同封、市HPからダウンロード可)を、郵送または直接、〒567-8505 学務課窓口または兄弟が通学中の市立小学校、新中1=申請書(通学中の市立小学校で配付)を、通学中の市立小学校、☎同課 ☎620・1684



就学援助費の所得基準額

世帯の人数	借家世帯(円)	持家世帯(円)
2人	2,130,400	1,951,000
3人	2,597,200	2,417,800
4人	3,227,500	3,048,100
5人	3,549,700	3,370,300
6人以上	1人増すごとに5人世帯の金額に455,400円を加算	



環境

スマイル収集のご利用を

☎ごみ集積場所まで排出困難な高齢者や障害者の世帯に☎ごみの戸別収集を行っています。

☎全ての世帯員が次のいずれかに該当する世帯、①65歳以上で要介護3以上、②身体障害者手帳1・2級、③療育手帳A、④精神障害者保健福祉手帳1級、☎申込書(環境事業課・資源循

会議室、☎同課 ☎620・1801

粗大ごみは、小型・大型に分別を

☎環境で配付、市HPからダウンロード可)を、郵送または直接、〒567-0838 東野々宮町14-1、環境事業課 ☎634・0351(資源循環課では持参のみ可)

☎ごみの一番長いところを測って、30cm以上1m未満のものは粗大ごみ(小型)、1m以上のものは粗大ごみ(大型)です。大掃除・家の整理等、一度に多量のごみが出る場合は、臨時ごみ収集(有料)の申込が必要です。☎分別資源循環課 ☎620・1814、収集環境事業課 ☎634・0351

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方: ☎とき、☎所ところ、☎対対象、☎定定員、☎内内容、☎費用・報酬など、☎持持ち物、☎備備考、☎申申込、

ええことカレンダーコンテンツを実施

市では、地球にとって温暖化の防止に、家計にとつて節約になる、ええことカレンダー「いばらき環境家計簿」のコンテンツを実施します。

内①1か月分の環境家計簿、②暮らしのチェックシート、③ええこと川柳、**備**5 いばらき環境ポイント付与、③選考し、入賞作品にええこと賞をプレゼント、**申**12月16日(必着)までに、申込用紙(環境政策課で配付、市HPからダウンロード可)を郵送または直接、〒567-8505 同課、**問**環境を考える市

これらの廃棄物は、市で収集できません
～ごみの分け方のご確認を～

下図の廃棄物は、一般のごみ集積場に出すことはできません。**問**資源循環課 ☎620・1814

専門の処理業者に依頼



危険なもの



処理困難物

トイレ等で処理



汚物

11月は府産業廃棄物不適正処理防止推進強化月間

廃棄物の野積み、野焼き、不法投棄は犯罪です。土地の所有者・管理者が管理を適切に行っていないか、安易に賃貸した結果、廃棄物が不法投棄されたり、埋め立てられたりして、周りの生活環境にも支障を及ぼすことがあります。土地所有者等が多額の費用を負担して撤去しなければならぬケースもありますので、土地の状況を定期的に監視するなど、管理を徹底しましょう。また、土地を賃貸するときには使途を十分確認し、書面で契約を結びましょう。**問**府産業廃棄物指導課 ☎06・6210・9572

民ネットワークいばらき佐名川 ☎624・5274
ibaraki.g.jp

まちづくり

市防災会議の傍聴を

時11月25日(月)、午後2時～4時、**所**市役所南館8階中会議室、**定**先着10人(当日空きがあれば傍聴可)、**内**地域防災計画の修正、**備**一時保育・手話通訳は11月11日までに要申込、**申**11月1日、午前9時から、ファックスまたはメール(氏名・住所・電話番号を記入)で危機管理課、☎620・1617、**問**624・9249、✉kikkani@city.

総合計画審議会の傍聴を

時①11月15日(金)・②22日(金)、午後6時30分から、**所**市役所南館10階大会議室、**定**先着10人(当日空きがあれば傍聴可)、**内**後期基本計画の審議等、**備**一時保育は①11月8日・②15日までに要申込、**申**電話またはファックス(氏名・電話番号を記入)で、政策企画課 ☎620・1605、**問**623・3025

建築物の耐震診断・改修補助・除却補助制度

対平成12年(非木造)と除却は昭和56年(5月31日以前)に建築確認を受けて建築した市内の建築物、**内**下表のとおり、**備**今年度から耐震改修設計が追加、10月から補助金の代理受領制度を実施、詳細はお問い合わせください。**問**居住政策課 ☎655・2755

全国瞬時警報システム(Jアラート)の緊急地震速報訓練の実施

Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃等の緊急情報を、国から瞬時に伝えるシステムです。今回、同システムを用いた緊急地震速報訓練を実施します。

時11月5日(火)、午前10時頃、**内**市内80か所に設置している屋外スピーカーカーによる試験放送、**問**危機管理課 ☎620・1617

	建物用途	補助割合	限度額
補助	木造住宅	耐震診断費用の90%	45,000円/戸
	共同住宅・長屋等(木造住宅除く)	定額(戸数分)	25,000円/戸
	特定建築物(一定規模以上)	耐震診断費用の50%	1,250,000円/棟※2
設計※1	木造住宅	耐震設計費用の70%	100,000円/棟
除去補助	木造住宅	400,000円/棟(定額) (一定所得以下の世帯は600,000円/棟)	
	賃貸共同住宅	①②のいずれか少額な方	10,000,000円/棟
	分譲共同住宅	①49,300円/m ²	25,000,000円/棟※2
	市指定緊急交通路沿道建築物	②工事費用の23%	50,000,000円/棟※3

※1 耐震改修工事を行う場合に限る、※2 府の間接補助含む、※3 国の直接補助含む

11月9日～15日は
秋の全国火災予防運動

同運動を全国一斉に行います。わが家、わが町から火災をなくすために、次のことを心掛けましょう。▼寝たばこはしない、▼コンロから離れるときは必ず火を消す、▼ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する、▼住宅用火災警報器を設置し、定期的に作動確認を行い維持管理する、▼消火器を設置する、▼高齢者等支援を必要とする人を守るため

**市民会館跡地エリア整備事業設計・
施工業務プロポーザル公開プレゼンの傍聴を** **保**

時来年1月18日(出)、午前10時から、**所**ローズWAMワムホール、**定**先着120人(当日空きがあれば傍聴可)、**内**市民会館跡地エリア整備に関する事業者提案、**備**質疑不可、**申**11月5日~12月28日、午前9時~午後5時に、メール(住所、氏名、電話番号、人数、一時保育の有無・希望者は子どもの氏名・年齢を記入)または電話で、市民会館跡地活用推進課 ☎655・2757、**✉**atochi@city.ibaraki.lg.jp



に隣近所の協力体制をつくる、**関**予防課 ☎622・6950

雨水貯留タンク設置に補助

対新たに雨水貯留タンクを購入する次の全てに該当する人、①現在、下水道が使用できる区域内に設置する、②過去に同制度による助成を受けていない、③貯留容量が80ℓ以上ある市販の雨水貯留タンクを設置、**¥**購入費の3分の2(上限3万円、本体と雨といからの分水器具・雨といと本体の接続部品・本体の架台等の専用製品・消費税含む、設置工事費除く)、**備**戸建て・1建築物につき1基、集合住宅・屋根面積100㎡につき1基、申請前の購入は補助対象外、予算の範囲以内で先着順、**申**申請書(下水道施設課

で配付、または市HPからダウンロード可)を、郵送または直接、〒567-8505 同課 ☎620・1667

**きれいなまちで新年を
市内一斉清掃**

時12月1日(日)、午前9時~正午、**所**市内全域、**備**実施要領は自治会長ほか各関係団体に送付、**関**市住みよいまちづくり協議会事務局(市民協働推進課内) ☎620・1604

**高機能消防総合情報システムを
更新整備**

同システムは緊急通報の受信や緊急車両の出動指令等の消防活動の中枢を担うものです。今回の更新整備で、聴覚や発語に障害のある人がスマートフォン等の簡単な操作で素早く通報ができるNET119通報システム、日本語でコミュニケーションが困難な人からの通報に対して、通訳を行う多言語通訳システム等を導入しました。今後市民の皆さんの安全向上を図っていきます。**関**警備課 ☎622・6957

**地図作成のお知らせを
受け取っていない人はご連絡を**

大阪法務局では、大住町、上泉町、上中条一・二丁目、末広町、東宮町、戸伏町で新たに地図を作成します。この地域の土地所有者(分譲マンション区分所有者除く)で、「地図作成に関

勤労者互助会給付金一覧表

共済事由		共済金給付額(円)		
結婚祝金		40,000		
子の出生祝金		16,000		
子の小・中学校入学祝金		各12,000		
死亡弔慰金	会員	560,000		
	交通事故死亡	160,000		
	交通事故死亡以外の不慮の事故死亡	120,000		
	その他の死亡	200,000		
	配偶者	40,000		
	子親	12,000		
障害見舞金	交通事故	16,000~520,000		
	その他	120,000		
傷病見舞金	休業14日以上	12,000		
	休業30日以上	28,000		
	休業90日以上	48,000		
	休業120日以上	68,000		
住宅災害見舞金	火災、航空機の墜落等	全焼・全壊	400,000	
		半焼・半壊	360,000以内	
		一部焼・一部損壊	120,000以内	
	自然災害	風水害	全壊・流失	120,000
			半壊	60,000
			床上浸水	4,000~60,000
		地震	一部壊	4,000または12,000
			全壊	40,000
	半壊	20,000		
	一部壊	4,000		
同居親族の死亡(一人当たり)		40,000		



商工・消費生活

市勤労者互助会へご加入を

個々の事業所では充分な福利厚生が困難でも、互助会に加入すれば、事業所の事務負担を増やさず低コストで従業員の福利厚生の充実が図れます。また、優秀な人材の確保や定着も期待できます。ぜひご利用ください。

対15歳以上7歳未満で、次のいずれかに該当する人、①市内の事業所・商店に勤務する従業員や事業主(事業主のみの加

入は不可)、②市外の事業所・商店に従業員として勤務する市民、**内**各種共済給付金(右表)、人間ドック受診費用補助、宿泊・レジャー施設の優待等、**¥**加入時1人100円(脱会時返金)、1人月500円(①会費の2分の1以上は事業主負担、事業主が負担した会費は損金または必要経費として処理可)、**備**パートタイマーも加入可(①原則、事業所・商店単位で加入、**関**同会(茨木商工会議所内) ☎622・6631

府最低賃金が96円に

府最低賃金の金額が改正されました。使用者は労働者に対して、時間額96円以上の賃金を支払う必要があります。府最低賃金は、パート、アルバイト

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方: **時**とき、**所**ところ、**対**対象、**定**定員、**内**内容、**¥**費用・報酬など、**持**持ち物、**備**備考、**申**申込、

ト等を含む全ての労働者に適用されま
す。特定の産業の労働者は、特定(産
業別)最低賃金が定められています。
労働基準監督署 ☎604・53008

特定退職金共済制度のご利用を

退職金制度のない、または単独で実
施できない事業所のための制度です。
パートタイム労働者を含めた従業員の
労働条件の向上のためにもご利用く
ださい。

●1人月額千円(10)から3万円(30
0)の範囲で選択加入、全額事業主負担、
給付金①退職一時金、②加入期間10年
以上で退職時に、希望により加入期間に
応じての退職年金、③死亡時の遺族一時
金、岡茨木商工会議所 ☎622・6631

11月は計量強調月間

計量器は、電気・水道の使用や食料
品の売買等、さまざまな場面で使われ
ています。法律で精米や食肉等29種類
の商品が「特定商品」とされており、
量目公差(許容誤差)を超えて不足し
てはならないと定められています。暮
らしを安全・快適に保つため、取引・
証明をする事業者は、必ず「検定証印」
または「基準適合証印」のある計量器
を使用し、正しく計量してください。
また、計量器を引き続き使用する場合
は市が実施する2年に1回の定期検査
を忘れずに受けてください。消費生活
センター ☎624・0799



求人

保育所・幼稚園の臨時職員

所①保育所、②幼稚園、**対**①保育士(資
格要)、保育補助(保育士優先)、②担
任・担任外・介助員(幼稚園教諭資格
要)、預かり保育(介助員の一部と預か
り保育は保育士資格のみでも可)、**時**
給10100~14900円(職種・時間
帯により異なる)、**備**詳細はお問い合わせ
ください。申市HPから
電子申込(下図読み取り)
または電話で、人事課 ☎
620・1601



**主任介護支援専門員
(非常勤嘱託員)**

時来年1月1日(祝)3月31日(火)(更新
の可能性あり)、勤務は1月6日から、
午前9時15分~午後5時15分、**所**長寿
介護課、**対**介護予防支援業務の従事経
験があり、地方公務員法第16条の規定
に該当しない主任介護支援専門員有資
格者、**内**高齢者の生活支援や医療連携
に関する業務、**賃**26万3200円(賞
与なし、残業・通勤手当・各種保険制
度あり)、**備**書類選考、面接、論文審
査あり、**申**11月28日(必着)までに、
申込書(長寿介護課で配付、市HPから
ダウンロード可)・履歴書(A4)・介
護支援専門員証(写)・主任介護支援
専門員(更新)研修修了証明書(写)、

茨木のお店に行こう

Vol.15

市の補助制度利用店を紹介します

岡商工労政課 ☎620・1620

いろいろ中華たけ

平成29年(2017年)に、JR茨木駅西口前から徒歩1分のところ
にオープンした中華料理店です。店名の「たけ(竹)」にちなんで、
店内の壁紙やインテリアは緑で統一し、自然でリラックスできる空間
を演出しています。女性が気軽に入れるさわやかな雰囲気、女子会
にもぴったりです。

店の自慢は、豆乳ときこので作った「白麻婆豆腐」や3種類の醬や
油を使った「黒麻婆豆腐」(右写真)など、白・黒・赤・黄の4種類
の麻婆豆腐。「市内にある伏見屋の豆腐を使ったこだわりの一品です。
赤や黄など、どの種類の麻婆豆腐もそれぞれ違った魅力があります」
と店長の竹内さんが話すとおろ、趣向を凝らしたのから定番の味ま
で、自分の好みに合わせて選ぶことができます。

ほかにも、「真っ赤な汁なし担々麺」など、中華料理店ならではの
辛い料理も楽しめます。自慢の麻婆豆腐を楽しみながら、我こそ辛党
という人はぜひ一度、チャレンジしてみてください。

電話 665・9979
ところ 西駅前町 4-35 三和土地ビル 2階
営業時間 11:00 ~ 14:00、18:00 ~ 23:00、
日曜日 11:30 ~ 14:00、17:00 ~ 21:30、水曜日休み



店主 竹内秀夫さん



その他

小論文を、簡易書留または直接、〒567-8505 同課 ☎ 620・1637

玉櫛公民館の休館

時 11月4日(休)〜19日(火) (予定)、**閏中**
 央公民館 ☎ 622・1256

事前登録により住民票等に旧姓(旧氏)を併記することが可能に

11月5日から住民票等へ旧姓(過去の戸籍上の苗字)の記載が可能となり、住民票等に一人ひとつだけ併記できます。旧姓の併記を希望する人は、当該旧姓が記載された戸籍謄本等を持参し、市民課で申請してください。申請者は、印鑑登録証明書とマイナンバー

令和2・3年度市・市水道部への入札参加資格手続を

市と市水道部が発注する建設工事関係(測量・建設コンサルタント等含む)、物品関係(建設工事を除く委託業務含む)の取引きを希望する人は、電子申請後、入札参加資格申請書を提出してください。また、すでに登録している市内業者についても、更新手続が必要です。☎ 契約検査課 ☎ 620・1613、水道部総務課 ☎ 620・1690

■ **入札参加資格申請手続** 申請書配付 11/1〜12/16に、市HPからダウンロード、**受付期間** 12/2〜16(消印有効)、**登録有効期間** 来年4/1〜令和4年3/31、**提出方法** 電子申請後、「一般書留」「簡易書留」のいずれかで、〒567-8505 契約検査課(持参による受付不可)

■ **更新手続** 対すでに登録している市内に本店を有する建設工事登録業者、測量・建設コンサルタント等登録業者と物品等登録業者、**備**申請書配付、**受**付期間と提出方法は入札参加資格申請手続と同様



斎場「見学会」にお越しください

市営葬儀・斎場(告別式場)の利用について、実際に式場を見ながら、内容等の相談に応じます。

時 11月25日(月)、午前10時〜11時、**内**第5告別式場(18席)等各式場・控室の案内、**申**当日直接、斎場第2告別式場、**閏**市民課 ☎ 620・1645

安心で低価格な市営葬儀のご利用を

対死亡者あるいは喪主が本市に住民登

市営葬儀等使用料

項目	金額(円)	内容
①市営葬儀使用料	81,880	納棺、葬祭用品等の供与、祭壇飾り、葬儀進行、霊柩車(洋型)、火葬執行
②仏式斎場専用祭壇	16,000	第2告別式場の場合のみ加算
③斎場使用料	38,000	第1告別式場(席数45) 控室1室(30人程度)
	102,400	第2告別式場(席数120) 控室4室(60人程度)
	52,800	第3告別式場(席数50) 控室3室(50人程度)
	68,600	第3告別式場(席数80) 控室3室(50人程度)
	22,500	第5告別式場(席数18) 控室1室(14人程度)
総額	81,880	自宅・集会所等、斎場以外での葬儀の場合①
	119,880	第1告別式場での葬儀の場合①+③
	200,280	第2告別式場での葬儀の場合①+②+③
	134,680	第3告別式場(50席)での葬儀の場合①+③
	150,480	第3告別式場(80席)での葬儀の場合①+③
104,380	第5告別式場での葬儀の場合①+③	

希望者には、霊安室1室あり(1日当たり3,000円)。

フューチャープラザ・グランドホールの市民先行予約

立命館いばらぎフューチャープラザ・グランドホールの、来年12月4日〜6日の先行予約を行います。利用予定者は必ず抽選会に出席してください。詳細は市HPをご覧ください。

品、食事等の料金が必要、**閏**市民課 ☎ 620・1645

マンシヨン管理士無料相談会

時 原則毎月第4土曜日、午後6時30分〜8時20分、**所**ローズWAM、**定**先着2組、**内**マンシヨン管理組合の管理運営等に関する相談、**申**HP (http://www.w016.upp.so-net.ne.jp/ibaraki)

ドホールの見学会(11月18日、午前10時、同プラザ1階インフォメーション前集合)も実施、イベントホールの予約も可(グランドホールの予約日と同日のみ)、**申**11月1日〜12日に、メールまたはファックス(住所・団体名・氏名・電話番号・見学会参加希望の有無・参加人数を記入)で、文化振興課 ☎ 620・1810、**FAX** 622・7202、**✉** bunkashinkou@city.ibaraki.jp

パブリックコメントを実施

社会資本総合整備計画 (①市総合交通戦略 (2期)・②阪急茨木市駅及び JR 茨木駅周辺におけるまちづくり) 事後評価シート (案) 社会資本総合整備計画に基づく事業の実施による目標や指標の達成状況等検証結果 (案)、資料の閲覧 11月15日から、市街地新生課・情報ルーム、11月15日～12月16日 (消印有効) に、市街地新生課 ☎ 620・1821、FAX 620・1730、shigaichi@city.ibaraki.lg.jp

マイナンバー制度・特定個人情報保護評価に係る全項目評価書 (案) マイナンバー制度実施につき、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、市民の信頼確保のための評価、資料の閲覧 11月15日から、市民課・情報ルーム・中央図書館等、11月15日～12月16日 (消印有効) に、市民課 ☎ 620・1621、FAX 627・0369、shimin@city.ibaraki.lg.jp

【共通事項】資料は市 HP からダウンロード可、提出された意見やこれに対する市の考え方は後日公表 (住所、氏名等の個人情報は非公開)、提出意見への個別回答、匿名または電話による意見の受付は行いません。市 HP から電子申込、または意見書 (様式自由、メールの場合はテキストファイル推奨、どの項目の何についての意見を明確に) を、メール・ファックス・郵送・直接 (住所・氏名・連絡先を記入)、〒567-8505 各担当課

mankan) から電子申込または電話、ファックスで、府マンション管理士会 茨木・摂津支部 ☎ FAX 633・8093

施設利用できません

市の行事等に利用するため、次の日の施設利用はご遠慮ください。なお、福祉文化会館・クリエイトセンターの12月抽選分の申込受付は11月20日～30日に行います。「福祉文化会館」文化ホール 来年12月12日・13日・28日～31日終日、「クリエイトセンター」センターホール 来年12月4日～6日・12日・13日・28日～31日終日、多目的ホール 来年6月10日・24日・28日～午前9時～午後5時、「生涯学

習センター (火曜日休み) きらめき

ホール 来年5月13日・20日・27日

午後6時30分～9時30分、5月14日

21日・28日 午後0時30分～3時・6

時30分～9時30分、5月23日 終日、

5月24日 午前9時～午後6時、ロー

ズWAM (火曜日休み) ワムホール

来年6月14日・18日・20日・21日・27

日・28日 午後0時30分～6時

検察審査会審査員に選ばれたら ご協力を

同審査会は、交通事故、詐欺等の被害にあったのに、検察官が不起訴処分としたことを納得できない人のために、その不起訴処分が正しかったかど

転入・転出等の際には届出を

適切な市民サービスを受けるため、必ず届出をしましょう。

所・問市民課 ☎ 620・1621



届出種類	届出期間	持ち物	届出人
転入届 (本市に引っ越してきたとき)	引っ越した日から 14日以内	○転出証明書 (転入届の特例を受ける場合は、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード)、○住民基本台帳カード (保有者のみ)、○マイナンバーカードまたは通知カード (保有者のみ)、○在留カードまたは特別永住者証明書 (外国人住民のみ)、○介護保険受給資格証明書 (保有者のみ)、○後期高齢者医療負担区分等証明書 (保有者のみ)、○国外からの転入の場合は、戸籍謄本と附票 (5年以内の本市への再転入または本籍地が本市の場合は不要)、パスポート	世帯主 または 世帯員
転居届 (市内で住所が変わったとき)		○マイナンバーカードまたは通知カード (保有者のみ)、○住民基本台帳カード (保有者のみ)、○在留カードまたは特別永住者証明書 (外国人住民のみ)、○国民健康保険・後期高齢者医療等被保険者証、介護保険証、こども医療証、ひとり親家庭医療証、児童扶養手当証書等 (加入者のみ)	
転出届 (市外に引っ越すとき)	引っ越す日の 前日まで	○国民健康保険・後期高齢者医療等被保険者証、介護保険証、こども医療証、ひとり親家庭医療証、児童扶養手当証書等 (加入者のみ)	
世帯変更届 (世帯に変更があったとき)	変更した日から 14日以内		

※外国人住民も届出が必要です。
 ※届出時に虚偽の届出を防ぐため、届出人の本人確認を行います。代理人が届出をする場合は委任状が必要です。
 ※持ち物は転入・転居・転出・世帯変更者全員分が必要です。
 ※国外からの転入にはパスポートに入国スタンプが必要です。
 ない場合は、航空チケット等入国日の分かるものが必要です。

つかを審査する機関です。同審査会では、選挙権を持つている皆さんのなかから公平な「くじ」で選ばれた11人の審査員が審査をします。審査員に選ばれたときには、ご協力をお願いします。

す。なお、同審査会では、この制度をドラマ形式で紹介したDVDの貸出を行っています。問大阪第一・第二・第三・第四検察審査会事務局 ☎ 06・63162981

11月の無料相談

祝日の場合は実施しません。相談内容・ときの項目に電話番号を表示している場合、電話で相談できます。子育てに関する相談は39ページ参照。

相談内容	とき	ところ
相続、離婚等の法律相談(各日先着16人)	毎週月・水・金曜日、13:00～17:00(※)	市民生活相談課 ☎620・1603 ※前日、8:45から電話で予約(前日が土・日曜日、祝日の場合は、その直前の開庁日)
日曜法律相談(先着7人)	24日(日)、9:30～13:00(20日、8:45から電話で予約)	
交通事故法律相談(各日先着5人)	毎週火曜日、13:00～15:30(※)	
国の仕事に関する行政相談(各日先着4人)	7日(休)・21日(休)、13:00～15:00(※)	
行政書士相談(各種書類の書き方)(先着5人)	6日(水)、9:30～12:00(※)、相続、遺言、離婚協議書、許可申請等	
司法書士相談(各日先着5人)	6日(水)=登記、相続、20日(水)・27日(水)=登記、相続、後見人、多重債務等、9:30～12:00(※)	
土地家屋調査士相談(先着5人)	20日(水)、9:30～12:00(※)、土地の境界等	
宅地建物取引相談(先着5人)	21日(木)、9:30～12:00(※)	
税務相談(先着5人)	14日(木)、13:00～16:00(※)	
戸籍相談(先着4人)	21日(木)、14:00～16:00(前日、8:45から電話で予約、市民課☎620・1621)	
消費生活相談	毎週月～金曜日、9:00～16:30、9日(土)、9:00～12:00	消費生活センター ☎624・1999
人権擁護委員による人権相談	14日(木)・28日(木)、13:00～15:00	市民生活相談課
ひとり親のための法律相談	26日(水)、13:00～16:00(1日、8:45から電話で予約、こども政策課☎620・1625)	
母子・父子・寡婦家庭相談(離婚前も可)	毎週月～金曜日、9:00～17:00	こども政策課 ☎620・1625
聴覚障害者生活相談	毎週月～金曜日、9:00～17:00	障害福祉課 ☎620・1636 (FAX)627・1692
障害児相談(18歳まで)	毎週月～金曜日、9:00～17:00(面談は要予約)	あけぼの学園 ☎626・0105
教育相談(小・中学生)	毎週月～金曜日、8:45～17:00(要予約)	教育センター ☎626・4400
電話教育相談☎625・7830	毎週月～金曜日、8:45～17:00	
「いじめ」ホット電話相談	毎週月～金曜日、9:00～17:00、☎0120・147970(小・中学生対象)、☎627・5511(保護者対象)、上記以外は☎0120・7285・25	
奨学金相談	毎週月～木曜日、10:00～18:00	
発達相談(小・中学生)	毎週月～金曜日、8:45～17:00(要予約)	教育委員会分室(予約は上記教育センター)
建築物の耐震、建替え、改修等の相談(先着4組)	第3木曜日、13:00～16:00(7日前までに要予約)	居住政策課 ☎655・2755

相談内容	とき	ところ	
女性面接相談	毎週月～土曜日(火曜日除く)、10:00～16:00(要予約)	男女共生センター ローズWAM ☎620・9920	
女性電話相談☎621・0892	毎週月～土曜日(火曜日除く)、10:00～16:00		
男性のための電話相談	20日(水)・27日(水)、18:30～21:30		
女性のはたらき方相談	9日(土)、9:30～12:30(要予約)		
女性法律相談	21日(水)・30日(土)、9:30～12:30(1日、9:00から電話で予約)		
仕事なんでも相談	28日(木)、13:00～16:00		
デートDV電話相談☎622・7345	毎週土曜日、10:00～17:00		
DV相談	毎週月～土曜日、9:00～17:00		配偶者暴力相談支援センター ☎622・5757
人権相談	毎週月～金曜日、9:00～17:00		人権センター ☎622・6613
人権や生活上のさまざまな相談	毎週月～土曜日、9:00～17:00		各いのち・愛・ゆめセンター 豊川=☎643・1470 沢良宜=☎635・7667 総持寺=☎626・5660
①経営相談 ②創業相談	①主に毎週月・火・金曜日、②主に毎週月・金曜日、10:00～17:00(要予約)	商工労政課 ☎620・1620	
仕事なんでも相談	毎週火～木曜日、10:00～16:00(予約優先、28日は12:00まで)		
防火相談	毎日、8:45～17:15	消防本部 ☎622・6955	
福祉まるごと相談会 電話での相談を希望する場合はお問い合わせください。 コミセン=コミュニティセンター ☎655・2758	第4月曜日	10:00	太田公民館 郡山自治会館
	第2・4火曜日	12:00	
	第3火曜日、13:30～15:30		春日丘憩いの家
	第4火曜日	10:00	中津・西河原コミセン
	第2・4水曜日	12:00	
	第1木曜日、13:30～15:30		丘の家愉楽
	第1・3木曜日	10:00 12:00	東コミセン
	第2木曜日		耳原公民館、東奈良コミセン
	第4木曜日		玉櫛公民館
	第1・3金曜日		白川公民館
第3金曜日		畑田コミセン	